

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機設計及び工事計画）【9】
2. 日時：令和3年10月27日 10時00分～12時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

忠内安全管理調査官、江寄企画調査官、千明主任安全審査官、
服部(正)主任安全審査官、宇田川安全審査官、服部(靖)安全審査専門職、
日南川技術参与

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 部長（電源建築）他22名※

5. 要旨

(1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号機の設計及び工事の計画認可申請書のうち、基本設計方針（4条/49条、10条）及び耐震性に関する説明書（地盤の支持性能に係る基本方針）について、令和3年10月22日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【基本設計方針（設計基準対象施設の地盤、重大事故等対処施設の地盤、急傾斜地の崩壊の防止）】

- 設置変更許可申請書に設定方針を示した改良地盤の解析用物性値について、基本設計方針及び地盤の支持性能に係る基本方針への反映を検討すること。

【地盤の支持性能に係る基本方針】

- 杭の周面摩擦力について、埋戻土層（地下水位以浅）、砂礫層及び非液状化層を考慮する場合の考え方を詳細に説明すること。
- 基礎地盤（岩盤）の極限支持力度について、設置変更許可申請書から変更する理由及びその妥当性を詳細に説明すること。
- 入力地震動の策定に用いる2種類の地下構造モデルについて、それぞれの適用区域を図面上で明確にした上で、その区域への適用根拠を詳細に説明すること。
- 設計条件（地盤物性値、地下水位等）の設定方法及び設定結果について、根拠となる詳細なエビデンスを補足説明資料において拡充した上

で、その妥当性を説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

なし